

平成 30 年 12 月 11 日

第 12 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 12 号

平成 30 年 第12回 定例会

日時：平成 30 年 12 月 11 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	佐 藤 正 子
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教育推進部長	山 崎 克 己
	教育総務課長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	熱 田 直 道
	教育推進部副参事	川 西 宏 幸
	教育指導課長	松 原 修
	児童青少年課長	中 島 一 浩
	教育センター所長	矢 島 孝 幸
	真砂中央図書館長	川 崎 慎一郎

「書記」	庶 務 係 長	木 内 実三男
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

平成30年

第12回教育委員会定例会

平成30年12月11日(火) 午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 清水俊明委員

第1 議事録の承認

議事録第10号(平成30年第10回定例会)

議事録第11号(平成30年第11回定例会)

第2 議案の審議

第47号議案 「未来の教育コンテンツ EXP02018」の後援名義使用承認について

第48号議案 「第2回小中高生と最先端研究者とのふれ合いの集い～科学のおもしろさを体験しよう～」の後援名義使用承認について

第49号議案 「汚れた池をキレイにしよう! 「占春園」かいぼり企画」の後援名義使用承認について

第50号議案 文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

(1) 平成30年11月定例議会の審議概要について (資料第1号)

(2) 平成30年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について (資料第2号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14 : 03)

○佐藤教育長 それでは、第 12 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況の確認です。委員は田嶋委員が欠席です。そのほかの委員には出席をいただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人でございますが、坪井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第 1 議事録の承認

議事録第 10 号 (平成 30 年第 10 回定例会)

議事録第 11 号 (平成 30 年第 11 回定例会)

○佐藤教育長 議事日程に入ります。まず第 1 「議事録の承認」です。議事録の第 10 号と第 11 号がお手元にあるかと思っております。事前にご確認はいただいておりますが、もし、まだ訂正の必要がある部分がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第 2 議案の審議

第 47 号議案「未来の教育コンテンツ EXP02018」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 それでは、「議案の審議」に入らせていただきます。本日は、議案が 4 件ございます。

まず、第 47 号議案「未来の教育コンテンツ EXP02018」の後援名義使用承認について」でございます。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 47 号議案、「未来の教育コンテンツ EXP02018」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、未来の教育コンテンツ EXP0 実行委員会。代表者は、白戸治久でございます。

事業名は、「未来の教育コンテンツ EXP02018」。

平成 30 年 12 月 23 日、24 日の開催を予定しております。

実施場所は、本駒込2丁目にございます村田女子高等学校でございます。

本事業は、国内外で最先端の教育を行う多様なコンテンツを児童・生徒、教員、保護者等に紹介し、体験会を実施することで、未来の教育に関する関心を高めることを目的としております。

対象は、児童・生徒、教員、保護者、教育機関及び教育関連企業関係者等です。

参加費は、事前登録者及び高校生以下は無料。当日の一般参加のみ 1000 円です。

このほか、資料といたしまして、2 ページに実施要綱、8 ページに事業予算書、9 ページに会則、14 ページに実行委員会名簿、15 ページにチラシの案がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 説明は終わりました。今の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 コンテンツということのイメージが湧かないんですが、どういうことを 3000 人の人が集まって行うんですか。未来の教育コンテンツとは教育の現場で使う教材を展示するとか、そういうことなんですか。何をするのかよくわからないんですが。

○教育総務課長 いろいろ多岐にわたってございますが、例えばテーマ別のプレゼンテーションとしては、AI ですか、アクティブラーニング、未来の教科書、ICT 情報教育、ネットリテラシー、プログラミング等々、さまざまなそういった教育にかかわるテーマについて皆さんで考え、ディカッションしようという趣旨だと聞いてございます。

○坪井委員 そういうプレゼンは業者の方たちがなさるんでしょうか。先生たちというよりは、開発をされている教材の業者さんたちがなさる？

○教育総務課長 テーマによってはそういった協賛企業の関係者がやる場合もございますし、テーマによって、例えば大学教授、依頼している講師、発表者、プレゼンターという形で、別に企業の方だけというふうには聞いてございません。

○清水委員 当日参加、一般のみ会費 1000 円ということで、これは何人ぐらいを見込んでいますか。

○教育総務課長 見込みというところはなかなか難しいところがございますが、その点はこちらの準備委員会でも見込んでいないところではないので、事業予算書にも会費についての計上はないところです。

○清水委員 そこを聞いたかったんですが。100 人来れば 10 万円の収入が入るわけですので、それが計上されていないのかなと思ったんです。確認していただいた方がよろしいかと思えます。

○佐藤教育長 後でまた確認させていただきますけれども、よろしいですか。

今いただいた部分は後ほど確認させていただくということにした上で、ただいまの件につきましては、提案理由のとおり認めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 48 号議案 「第 2 回小中校生と最先端研究者とのふれ合いの集い～科学のおもしろさを体験しよう～」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 それでは、第 48 号議案「第 2 回小中校生と最先端研究者とのふれ合いの集い～科学のおもしろさを体験しよう～」の後援名義使用承認について」でございます。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 48 号議案、「第 2 回小中高生と最先端研究者とのふれ合いの集い～科学のおもしろさを体験しよう～」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、公益財団法人大隅基礎科学創成財団。代表者は、大隅良典でございます。

事業名は、「第 2 回小中高生と最先端研究者とのふれ合いの集い～科学のおもしろさを体験しよう～」。

平成 31 年 1 月 12 日の開催を予定しております。

実施場所は、東京大学伊藤国際学術研究センター内伊藤謝恩ホールでございます。

本事業は、区内の小・中学生がノーベル賞受賞者と直接触れ合い、研究成果や体験について話を聞く機会を通じて、日常の自然界の出来事や理科学習に関連する体験から科学への興味・関心を喚起させることを目的としております。

対象は、小・中・高生及び保護者でございます。

参加費は、無料でございます。

このほか、資料といたしまして、2 ページに企画書、4 ページに収支予算書、5 ページに役員名簿、6 ページに定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 収入の部で、協賛金が新興出版社啓林館供出となっております。これは教科書の会社とは関係ないと考えてよろしいですか。

○佐藤教育長 教科書も発行している会社ですね。

○清水委員 そうすると、その色が出ると内容的にちょっとまずいのかなという気がしたんですが。

○教育総務課長 確かに、おっしゃるようなことが懸念される場所ではございますが、この趣旨等にもありますとおり、ノーベル賞を受賞した方と小・中学生が直接触れ合える機会を与えるという事業でございますので、ご懸念いただいたようなことは、事務局としてはないであろうということで、今回申請を受けさせていただいたところでございます。

○坪井委員 ただ、主催が大隅基礎科学創成財団ということで、財団主催なんですよ。財団が協賛金を受けて、財団が支出するという形をとることができるはずなのに、なぜ、わざわざ協賛金という形で会社名を出さなきゃいけないんですかね。財団がいろいろ寄附を集めて支出をすればいいことなんじゃないかなと普通考えたら思うんですけど、なぜ啓林館が筆頭協賛金を出すんですか。

○佐藤教育長 協賛金ですから、どこが出しても構わないんだけど、ここでは名前を入れて書いてありますね。

○坪井委員 それは財団に出せばいいことじゃないですか。主催は文京区でも何でもありません。

○佐藤教育長 あくまで収支予定の中で財団から出てきたもので、収入は協賛金で賄いますよ、支出はこういったことで支出しますよというつくりなんですよ。

○教育総務課長 今、教育長がご説明したとおりでございまして、私ども事務局としては収入、支出の部において、お金のやりとりがちゃんと把握できるような資料を要求しておりますので、収入の部として、協賛金としてはこの企業から出してもらっていますよという明記をしている。お金の出し入れでプラスマイナスの収支がどうかというところを疎明していただく資料の収支予算書として、こういった趣旨のものが記載されているとご理解いただいたほうがいいのかと存じます。

○坪井委員 財団内の収支として、財団が受けた協賛金だけどという意味ですか。

○佐藤教育長 財団が、どこからもらった協賛金かということまで書いてきているということです。協賛金がここから230万来ますよということです。仮にこれが複数のところから来ていれば、多分、どこどこから幾らと書いてくるんでしょうけれども、これはあくまでも財団が出してきた収支予算書なので。

○坪井委員 ほかのところは、協賛団体がいっぱいありますけど、そこはお金は出してないと。教科書会社だというのが、教育委員会が後援するときはどうなんでしょうか。

○佐藤教育長 前回もありましたね。

○教育総務課長 そこはやはりはっきりと私どもも意識しているところであって、事業をする団体、主催がということであれば、前回お話ししたような形になりますけれども、この事業の主催は、ノーベル賞を受賞した方の冠が出ている団体ということでございますので、それは明らかに違うということで事務局のほうで認識はしているところでございます。

○佐藤教育長 この間も、同じ会社でしたけれども、そこが催者として申請を出されてきた事業を後援するに当たっての条件づけという話をしましたね。

○教育総務課長 そういった場合につきましても、教科書の選定の実施時期に当たらないとか、営業を直接かけないなど、委員がご心配されているようなことがないようにルールづけをさせていただいているところでございます。

○佐藤教育長 教科書採択の時期には我々も学校側も一切接触は絶つのはもちろんですし、中身が教科書と直接関連するようなものはさすがに誤解を招くと、前回、この会社の申請のときもそういう議論が出ましたね。

○教育総務課長 その際は、教科書会社が主催ということで出ましたけれども、例えばマジックショーとか、ペーパークラフトといったところなので、その企業体が出している教科書と直接結びつきもないということで、今後も、もしそういった趣旨の後援の依頼が来たときにも、しっかりと条件づけ、我々が提示する条件に当てはまるものだけについて後援等を行うというルールづけをしているところでございます。

○佐藤教育長 科学のおもしろさを子どもたちに伝えるという点で、協力の手を挙げている会社を見ると、そういったところに賛同されているんだろうなと思います。

○清水委員 そのときに使う資料とかお土産の中に、その教科書の宣伝みたいなものとか、会社のコマーシャルみたいなものがあるといけないと思いますね。それは確認しなきゃいけないと思います。

○教育総務課長 まさに教育長職務代理がおっしゃっていただいたようなこともしっかりと注意しながら、事務局としても認識しているところでございます。

○佐藤教育長 3ページのスケジュールに、10時15分から受付開始、10時半から体験ブース紹介等がありますが、商品や会社の宣伝行為は行わないという一文も入っていますので、そのあたりもわきまえていらっしゃるんだと思います。

○坪井委員 そういった企業の社会貢献としての協賛金とか寄附の出し方は、企業理念によるだろうと思いますし、企業が社是として、自分たちの商品売るためではなくて、得た利益をこの社会をよくするための価値の創造のため、社会貢献のために出すのだという形で、きちっと仕切っている企業であれば安心できると思います。それが、あわよくば自分のところが売れるような形になる社会貢献をやっているところは、ちょっと怖いというのがあります。その辺、別に財団か何かつくってれば別ですが、そういう社会貢献をやっている教科書会社、啓林館なら啓林館が、理念として、教科書売るためにやっているんじゃないんだ、教育というものの全体の底上げをしていきたい、社会貢献事業として出しているんだ、それが確認できると安心できるというのがありますね。

○佐藤教育長 教科書自体は国の検定を通過して、それぞれ委員会で採択するというかなり厳正な手続を経ますので。

○坪井委員 啓林館って、こういう社会貢献事業をやっているんだとインプットされますよね。良心的な会社なんだみたいにインプットされていくことはあるんでしょうね。

○佐藤教育長 ほかの会社も含めて、企業の社会貢献というところで、当然そういう印象は持ちますね。教科書会社だけでなく、普通の企業であってもいろいろ貢献していらっしゃる会社なんだという印象は持ちますよね。難しいですね。貢献できる範囲が自分の得意分野にはなるでしょうから。何も知らないところでは恐らくできないでしょうから。

○坪井委員 審査をするときに、厳密にそういうふうと考えて、直接の販促活動ではないのということがちゃんと証明できるかどうかということなんでしょうね。

○佐藤教育長 大いに社会には貢献してもらいたいですし、それはそれとして、教科書については検定も含めて厳密にさせていただきたいというのがありますね。

何かご心配なことがあれば、この場で確認していただければと思います。ほかには特によろしいですか。

それでは、ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第49号議案 「汚れた池をキレイにしよう！「占春園」かいぼり企画」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 次に、第49号議案「「汚れた池をキレイにしよう！「占春園」かいぼり企画」の後援名義使用承認について」でございます。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第49号議案、「汚れた池をキレイにしよう！「占春園」かいぼり企画」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般社団法人茗溪会。代表者は、江田昌佑でございます。

事業名は、「汚れた池をキレイにしよう！「占春園」かいぼり企画」。

平成31年1月6日、13日、2月10日の開催を予定しております。

実施場所は、筑波大学東京キャンパス講義室及び占春園でございます。

本事業は、「占春園」の池を清掃し、区民が楽しめる場所にするとともに、小学生が「かいぼり」を体験することにより、自然に親しみ、水辺の生物等について学び、生物多様性への理解を深めることを目的としております。

対象は、3年生以上の区内小学生です。

参加費は、1000円です。

このほか、資料といたしまして、2ページに企画書、4ページに事業予算書、5ページに役員名簿、15ページに定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

○清水委員 1ページ目の備考に、筑波大学附属小学校のプールに救出した魚を保護するというところで、一時的にここに保護して、また戻すということなんですか。

○教育総務課長 おっしゃったとおりでございますが、この主催者の話ですが、マスメディアでよくやっているような番組ですと、しっかりとした動物の保護がされていない。「かいぼり」というものは生態系についてもしっかりと配慮して、むやみやたらに生き物を傷つけないように、付属小学校のプールに救出した魚を保護し、しかるべき期間の養生を置いて、しかるべき処理をした後に池に戻すという形で進行していきたいと聞いております。

○佐藤教育長 わざわざ在来種救出と書いてありますから、外来種ではなくて在来種の救出なんです。

○坪井委員 こういった事業は初めてですか。聞いたことがないですね。みんなで参加して「かいぼり」と。

○教育総務課長 教育委員会としては、調べた範囲では、こういった事業への後援は初めてでございます。例えば池のかいぼりというのは、所管のみどり公園課など、ほかにやっているとありますが、この一般社団法人茗溪会というのは筑波大学の同窓会が母体でありまして、そういったところが自分たちの有志のお金で文京区の子どもたちに還元しようという趣旨では初めてだと認識しております。

○佐藤教育長 区ではやったことがあります。昔の新江戸川公園ですが、肥後細川庭園をつくるときに、あそこの池の水を抜いて「かいぼり」して、それからまた水を張った。だけど、子どもたちを参加させてというのは、私もちょっと聞いたことがないです。

いかがでしょうか。確認しておきたいことがあったら、お願いいたします。よろしいですか。それでは、ただいまの件につきまして、提案理由のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第50号議案 文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

○佐藤教育長 それでは、第50議案「文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」でございます。この件につきまして、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第50号議案、文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、文京区学校運営協議会の委員数の上限を改めるために提案するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、第3条の委員数の上限について、これまで15人までとしておりましたが、20人までとするものでございます。

これは、平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、それに伴い、委員として「対象学校の運営に資する活動を行う者」が追加されるなど、学校運営協議会において、よりさまざまな意見を取り入れ、多角的な協議を行う必要があるため、また、学校運営協議会の前段階の会議体である学校運営連絡協議会では委員数を20名程度と想定しており、学校運営連絡協議会から学校運営協議会へ移行する際に委員を5人減らさなければいけないところが難しい場合があるため、20人に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上の議案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご質問等あれば、お願いいたします。

○坪井委員 今おっしゃったのは、学校運営連絡協議会が現在あって、それを運営協議会に組織がえするために増員する？

○教育指導課長 全ての園、小学校、中学校に運営連絡協議会がございまして、それが、小学校、中学校がコミュニティスクールになっていくときに名称が変わるわけです。そこで人数が少なくならないようにというところでございます。

○佐藤教育長 いかがでしょうか。特にほかに確認はよろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、議案のほうはこれで終了させていただきます。

第3 報告事項

(1) 平成30年11月定例議会の審議概要について

○佐藤教育長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（１）「平成 30 年 11 月定例議会の審議概要について」、資料第 1 号となります。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 お手元にお配りいたしました資料第 1 号及び資料第 2 号をご参照いただければと思います。

資料第 1 号では、文教委員会の報告事項といたしまして、教育に関する部分については、報告事項の 4 「学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について」、5 「後楽幼稚園及び湯島幼稚園の認定こども園化について」、6 「平成 29 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」、7 「文京区特別支援教育振興委員会について」、8 「文京区根津総合センター及び目白台総合センターの指定管理者候補者の選定結果について」について、ご報告を申し上げたものでございます。

また、こちらとは別に一般質問において、その中の幾つかをご紹介します。

まず、体力向上の取り組みについて、柳町小学校のエレベーターの設置に関することについて、体育館のエアコンについて、資料第 2 号の八ヶ岳の指定管理者の件について、一般質問がございました。

私から言いますと、主観が入ってしまうとよくないと思いますので、詳細につきましては、議事録の速報版が、あと数日で出てくるかと思っておりますので、そちらをご確認いただきたいと思います。こちらからも送付等させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

もう 1 点。11 月 15 日に文教委員会がございました。文京区立誠之小学校の改築その他、電気、空調、給排水工事といったものの契約案件について、文教委員会が開かれ、そこについてお諮りをいただき、ご承認いただいたところでございます。

○佐藤教育長 誠之小学校の入札が整いましたので、議案ということで、初日の本会議の途中で文教委員会を開催していただいて、審議をいただいた上で議案としては承認をいただきましたので、誠之小学校はこれで工事に着手できるという形になっております。これは 11 月 29 日の文教委員会の資料でございますので、誠之小学校のところは載っておりません。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

よろしければ、報告終了とさせていただきます。

（２）平成 30 年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について

○佐藤教育長 報告事項（２）に入らせていただきます。報告事項（２）「平成 30 年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について」でございます。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第 2 号によりまして、平成 30 年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について、ご報告いたします。

この調査については、既に本年 7 月 5 日に実施しておりまして、このたび東京都教育委員会から、集計結果が参りましたので、それに基づきましてご報告するものでございます。

まず、小学校でございます。対象学年は第 5 学年です。左上に全体平均正答率の表がございます。その下から教科ごとに示されている表がございます。1 ページに国語、社会、算数。2 ページに理科となっております。各教科の左側は、評価の観点ごとに、右側は東京都が独自に読解力を重視した問題、読み解く力の正答率を分類してまとめております。文京区は全ての教科、全ての項目におきまして、東京都の平均を上回っており、非常に良好な成績になってございます。特に算数の正答率が高くなっております。

おめくりいただき、5 ページ、同様に中学校でございます。対象学年は第 2 学年です。左上に全体平均正答率の表がございます。その下に教科ごとに、国語、社会、数学。6 ページに理科、英語となっております。中学校においても全ての教科、全ての項目におきまして、東京都の平均を上回っており、非常に良好な成績になっております。

お戻りいただきまして、3 ページと 4 ページには小学校の分布図を載せております。同様に中学校の分布図は 7 ページと 8 ページでございます。

どの図も、正規分布の山が右側に寄っており、正答数が高い児童・生徒が多いことがわかります。課題といたしましては、やはり正答数が少ない児童・生徒への支援が挙げられます。具体的には、つまづいている学習への補充や、基礎・基本の徹底ということになります。

来年度新たに取り組もうとしていることをご紹介しますと、ハイパーQ-UとMIMというものがございます。ハイパーQ-Uは、学級集団アセスメントというもので、個々の児童・生徒や学級の状況を客観的に把握し、指導の一助とすることができます。先日の文林中の研究発表会でも成果が報告されておりました。また、MIMは、文字を読むことに特化したアセスメントで、個々の特性を把握し、効果的な指導を行うための教材もセットとなっております。

こうしたことも活用しながら調査結果を分析するとともに、さらなる学力向上に向けてこれからも取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐藤教育長 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご質問、確認しておきたいことがありましたら、お願いいたします。

○坪井委員 この課題ということではないんですが、文字を読むことに特化したという教材のお話が出ました。最近の子どもさんたちは書くということがすごく減っています。私たちもそうなんですが、漢字を子どもたちが学ぶということに関して、これだけネット環境になってしまうと、子どもたちの能力は非常に下がってくる心配がないのかと思います。その辺、教育委員会としてどうなんでしょうか。

○教育指導課長 特に小学校の段階では、時代の変化もありますが、しっかり書く指導はやっていて、そういった面では比較的今までどおりの指導が行われております。ただ、学習指導要領の考え方も以前とは変わってきていて、まず漢字がしっかり読めるというところを先に身につけさせて、書くところは少し後からでもいいだろうと。それは、目から入る情報がありますので、そこで読めるということが書くことよりも優先されるという考え方です。だからといって、今の教育が書くことに全く重きを置いてないという意味ではなくて、書く活動についても、これまでどおりに行われていると捉えております。

○佐藤教育長 いかがでしょうか。ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告を了承とさせていただきます。

以上で、報告案件全て終了いたしました。

第4 その他の事項

○佐藤教育長 本日予定した案件は全てですが、そのほか何かございますでしょうか。

○坪井委員 11月の教育委員会の中でいろいろ議論になりました特別支援学級について、東京新聞に文京区の記事が出ました。その記事を見たり、いろんな区民の皆さんからの声が直接、教育委員にも届いたりしている中で、幾つか伺わせていただければと思います。

この記事を見ますと、横浜市教委、川崎市教委については、全公立小・中学校に支援級を置いたとなっています。これは私も知らなかった事実です。こういう指定都市で全小・中学校に支援級を置くことができる、それを文京区ではできないのかというあたりについて聞かせていただけますか。

○**教育推進部長** これがお答えになるかどうかというところですが、一般的な都道府県と区市町村の関係でいくと、教員の採用とか人事権につきましては都道府県が持っていて、学校の設置、特別支援学級の設置は各区市町村の役割になっております。ただ、横浜とか川崎は政令指定都市になっておりますので、教員の採用や人事権を持っていますし、学校の設置の権限も、それぞれの市で持っています。1つの市の中でこういったことが全部完結するので、そういった判断ができるようになるのかなとは思っております。

文京区の場合については、当然東京都と協議しながらという形になります。

○**坪井委員** それから、ここに、都内の公立校の支援級の設置が、小学校の約3割、中学校の約5割と書いてありますが、文京区の状況は何割ということになるのでしょうか。

○**教育指導課長** 支援級をどこまで捉えるかというところがございますが、例えば文京区の知的の特別支援学級に限って言えば、小学校の場合は20校のうち5校になりますので、25%。中学校の場合は10校のうち3校になりますので、30%ということになります。記事の中で支援級というのは、全ての障害種別を含めての数字になっておりまして、知的に限って言えば、ほぼ文京区と同じ数値でございます。

○**佐藤教育長** 支援級が知的だけではなくて、知的とそのほかには。

○**教育指導課長** 情緒などがございます。

○**佐藤教育長** あと、肢体不自由、通級も入るのかな。

○**教育指導課長** そうしたものも入っております。

○**佐藤教育長** それら全てを支援級ということでトータルでいくと、記事にあるように、小学校で3割、中学校で5割。知的に限ってということでいくと、小学校、中学校ともに3割ぐらい。

○**教育指導課長** 知的に限って言えば、都内の小学校は25.8%、中学校は31.4%でございます。

○**佐藤教育長** 障害種別でいくとそういうふうになる。

○**坪井委員** ということは、文京区が特に遅れているということではないということでしょうか。大体平均並みにあるということ。さっきの議員の質問の中でも何人かが言っていたようですが、要望している子どもさんがいるのに、支援級を設置しないことが人権侵害に当たるのではないかと指摘もされている。確かに人権という意味から言うなら、1人でも希望があれば、実現できるなら、1人1人の希望に従った教育ができることになるのかもしれないと思いつつ、正直言って、学校現場でそういう1人1人のニーズに応じられることもないだろう

が、1人の子どもがこういう教育を受けたいと言ったときに、教育現場としてはどういうふうに応えていくべきかというあたり、学校教育としてどういうふうにお考えなのか。

○佐藤教育長 通常級とか特別支援学級とかにかかわらないと思います。子ども1人1人に対してどういうふうに指導していくかという観点を持ちながらも、学校はやっぱり集団教育の場というところがありますので。通常級の場合は40人で1学級を編制する。特別支援学級では8人に1学級を編制する。それに合わせて教員をどのように配置していくかということで組み立てられています。ですから、特別支援学級ということであれば、お子さんに対して、個別の指導計画、それぞれのお子さんの障害の状況であったり、特性に応じた指導計画をつくりながらも、特別支援学級という小集団の中で、教育課程もつくり、学級の教育目標を立て、そこで伸ばしていくというやり方をとっています。教室となりますと、1人であっても、その教室に来て指導するという場面はあるかと思いますが、学級編制というところを考えると、子どもが1人で学級が編制できるか。しかも、その状態がずっと続くということになると、学級活動は多分できない。通常であれ、特支であれ、同じだと思います。

通常学級に入っているお子さんが1人しかいないところで学級を編制するとなると、ほかに区内にどなたもいらっしやらないとなれば1人で学級編制はします。小集団になったとしても、過疎地などでは、5人で1学級つくるというのはありますが。1人で1学級というのは、究極の個の指導、プラス集団教育を前提としている学校教育においてどういうふうに対応するかというのは非常に難しい部分があると思っています。

私どもも、議会にも保護者の方にも説明してきましたが、文京区は、中学ではもともと特別支援学級設置校は1校しかなかった。それが生徒数が増えてきたというので、もう1つつくって、長らく2校体制で来ていました。さらにお子さんが増えてきたという流れをもって、もう1校増やしたという経緯があります。それが平成23年です。それで、どの学校も、ある程度の学級数と教員を確保して運営してきたという経緯があるのは事実です。

今までは、子どもの数が一定程度増えてきたというところで、学級をどのように運営していけばいいのかという視点でつくってきたという流れはあります。

○坪井委員 今回のことと違うということですか。

○佐藤教育長 違いますね。1人のお子さんで学級をつくるという発想自体は今までも持っていませんでした。学級編制がどれぐらいでできるかというところを視点に置いて協議をしてきているという経緯はあります。

○坪井委員 今回の情勢からして、今までと違うのは、生徒数が増えてはいないときに新しい学級を設置するということになる。

○佐藤教育長 これまでとは違った視点と考え方。仮に学級ができたときに、どういう形で運営をしていくかというところは議論していただかないといけないかなと思います。

○坪井委員 こういう設置については、教育委員会が設置すると決めたら、それで設置できるものなんですか。

○佐藤教育長 仕組み的にいえばそうでしょうけれども、今までも、小学校や中学校で特別支援学級を閉級したときもあるし、開級したときもある。今回の11月の審議概要のところにも、特別支援教育振興委員会の設置についてという議会報告をさせていただきましたけれども、必ずそういった委員会を立ち上げて、現場の先生方に協議を十分にさせていただいた上で、先生方がきちんと納得をして運営ができるということを踏まえた上でつくってきたという経緯はあります。だから、全教員の共通理解と、設置した学校の取り組みだけではない、ほかの学校も含めて、文京区としての特別支援教育という視点で議論をしてもらった上で、つくるときはゴーサインを出しています。そういう意味では、今回委員会を立ち上げて十分議論していただければと思っています。

○坪井委員 32年度に向けてというのを何度もおっしゃっていらっしゃる。32年度に向けて検討して、32年度につくりますというふうに今ここで確約することは、教育委員会としてはできない？

○佐藤教育長 特定の学校名で希望されている状況は、議論している側も当然わかってはいますが、根津・千駄木地域に着目をした上で、文京区に今ある既存の学校の状況であるとか、今後の推移、予測も含めて考えていこうということになっています。

ただ、この間の要望とかは十分承知をした上で議論には入っていただいているという状況です。

○坪井委員 実現に向けての最善の努力はしていただきたいと本当に思うんですが、そういうことは言っていただける。つくるとは言えないけれどもということですね。

○佐藤教育長 今までは全体の数が増えてきた、さて、どうしようというところで招集をしたことが過去に何回かあるんですが、そうではない形で、お願いをしていますので、その背景は十分に踏まえた上で議論はしていこうと思っています。

○坪井委員 希望としては、そういう強い要望がある中で実現をぜひしていただきたいなと思います。それが実現するまでの間に、希望されている方たちに不利益が生じたり、差別的な状況が生じたりしないように配慮するという義務もあるだろうと思います。そういうことについて教育委員会としてできることにはどういうことがあるのでしょうか。

○佐藤教育長 この間の代表質問でもそういったご質問をいただきましたが、個別に面談を行う就学相談等を通して、当事者の方との協議は進めさせていただいている状況です。学校生活で学習をサポートするための支援員とか、介助員の配置であるとか、通学支援等、これはほかの部局との連携も必要になりますが、そういったところについても今後も十分に協議していくということで、私のほうからは答弁をさせていただいているところです。

○坪井委員 記事を書いている方は、移動の負担があるということを随分言っている。ヘルパーの付き添い費用は支援するが、人手不足で当日まで利用できるかわからないこともあるという実情があると。こういう心配を踏まえて、不安を解消することをさせていただく。

○佐藤教育長 そこはほかの部局との連携も必要になる場面もあります。通学のための移動支援は、従来からいろいろ課題も指摘されているので、区のほうでも上限の回数をふやすなどして対応する。あとは必要な人員の確保というところになるかと思います。

○教育指導課長 これからまだ個別の面談等を通して、どういったご要望があるかとか、学校もどういう選択をされるかというのは個別にありますので、そこを踏まえてご相談をさせていただきながら、通学の部分で本当に支援が必要なのか、あるいは通学の部分は大丈夫だけれど、学校で1日の生活を送る中で支援が必要なのかというところは、どの学校を選ばれるかによっても変わってきますので、しっかり相談をしていくというところがございます。

○佐藤教育長 特別支援教育振興委員会では、中学校の特別支援学級の課題もそうですが、今度は特別支援教室が小・中全てでスタートしますので、そういったところの課題も出てくるか思っております。一定程度課題を差し出して、ただ、急ぐものがありますので、そちらを先にといいことでお願いもしておりますので、また報告できるタイミングでこの教育委員会にもご報告させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。何かあれば、この機会ですので、よろしいですか。

それでは、第12回の定例会はこれで終了させていただきます。

(14:54)

平成 30 年 12 月 11 日

議事録署名人

教育長

委員